

国の補助金で

# わが家を 「高性能住宅」に リフォーム!

補助額上限  
建築工事費の  
**10%**

道内  
**185戸**  
限定!

※ 定められた要件を満たす  
戸建て住宅のリフォーム  
工事の場合に、補助金が  
交付されます。



## 対象は 「北海道R住宅先導的モデル事業」 の住宅です

「北海道R住宅先導的モデル事業」とは、  
「国土交通省の平成 21 年度『長期優良住宅先導的モデル事業』」に採択さ  
れた事業で、道内の不動産流通の専門家や工務店、北海道などからなる  
「北海道R住宅先導的モデル事業推進協議会」が主体となって、耐震性や  
省エネルギー性を向上させる住宅リフォームに取り組むものです。  
なお、この補助事業で戸建て住宅のリフォームを行うためには、裏面の要  
件をすべて満たす必要があります。

北海道R住宅先導的モデル事業推進協議会

事務局：(株)シー・アイ・エス計画研究所

〒001-0010 札幌市北区北10条西3丁目13番地 NKエルムビル3F TEL 011-706-1117 FAX 011-706-1137 E-mail:keikaku@cis-ins.co.jp

しっかり きっちり

# 「リフォーム」で、 補助金もらえて、 しかも

安心 快適

## 「北海道R住宅先導的モデル事業」の要件

1

### 第三者が、住まいの状態をチェック！

施工業者とは異なる一定の資格を持った第三者、北海道住宅検査人が目視と検査機器により、住宅の劣化や不具合など現況調査を実施。その結果が記されたカルテを作成します。

2

### 第三者による、客観的な改修内容の提案

北海道住宅検査人は現況調査の結果を踏まえ、客観的な立場から、所有者などに対して、「長く暮らせる住まい」に必要な改修内容などを助言します。

3

### 長く安心して暮らせるための、性能向上リフォーム

以下をすべて満たす性能向上リフォームを行います。

#### ①耐久性

- ・気密性能の向上→相当隙間面積C値：2.0 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>以下とする。<※1>
- ・通気層工法などの採用
- ・土台の防腐処理
- ・床下の防湿処理
- ・乾燥木材の使用

#### ②耐震性

- ・現行の建築基準法に適合する耐震性能の確保

#### ③省エネルギー性

- ・熱損失係数→Q値：1.6W/m<sup>2</sup>K(次世代省エネ基準！地域)以下とする。<※2>

#### ④既存設備の点検・交換・更新

※耐久性・省エネルギー性の向上については、BIS 資格制度<※3>の登録技術者が係わること  
※施工中の見学会、完成時には1週間以上の住宅公開を行っていただきます(義務づけ)。



4

### 改修後の住宅品質の表示

耐久性・断熱性能・気密性能・高齢化対応などの項目について、品質を表示。改修後のわか家が、また消費者がその住宅の購入を検討する際、どのような性能レベルにあるかが、この表示によりひと目でわかります。

5

### 改修履歴の記録と保管(既存住宅安心サポートシステムの活用)

現況調査、設計・施工データ、維持管理計画、気密測定などに関する記録の作成と保管が行われます。これは、北海道で新築住宅について運用している「北方型住宅サポートシステム」を、既存住宅版に改良したものの。この「既存住宅安心サポートシステム」により、再びリフォームを行う際にも大きな指針となるとともに、住宅の資産価値が確かな記録のもと裏づけられます。

詳しくはホームページをご覧ください

<http://hokkaido-r.jp/>

検索

- \*1 C値(相当隙間面積)/気密性能を表す。数値が小さいほど性能が高い。
- \*2 Q値(熱損失係数)/断熱性能を表す。数値が小さいほど性能が高い。
- \*3 BIS 資格制度/以下の3つの資格があります。
  - ①BIS(ビス):断熱・気密・換気・暖房などについて高度な専門知識を持ち、正しい設計や精度の高い施工方法などを指導できる技術者
  - ②BIS-E(ビス・イー):住宅等の適切な断熱・気密施工技能を有し、これを指導できる技術者。
  - ③BIS-M(ビス・マスター):BIS・BIS-E 両方の資格を持つ技術者。

#### 注意事項

- 工事完了後の実績報告書(国の指定書式)を、平成22年2月10日(必着)までに国指定の提出先に提出していただきます(補助金申請等の手続きについては、規約締結の上で、施工業者が代表して行うことができます)。補助金は平成22年3月末以降に支払われる予定です。
- 補助金は建築工事費の10%以内、かつ1戸当たり130万円限度です。また、補助金限度額(本モデル事業として補助金総額)、補助対象戸数、1社当たりの補助対象配分戸数の上限に達した場合には、要件を全て満たす場合であっても、補助対象とならない場合があります。
- 標準設備として通常、住宅に組み込まれて設置されるものは補助対象となりますが、建主が分譲して購入可能なもの(例:エアコン、カーテン、組み込みではない照明器具など)は補助対象外です。
- 改修工事にもなる設計費、図行申請費、地盤調査費、北海道住宅検査人による現況調査費、耐震基準適合証明書、気密性能測定試験費は補助対象外です。
- 補助金を受けた住宅については、補助金完了後も善良な管理者の注意をもって管理し(管理注意義務)、補助金交付の目的に従って効果的運用を行うこととなっていますので、売却することは認められません。

私たちが「北海道R住宅先導的モデル事業」を建設します